

出生に伴う手続き

♡お誕生おめでとうございます♡

当市の住民票及び戸籍への出生事項の記載は、通常で3日間程度（土・日、祝日を除く）かかりますのでご了承願います。

手続き	対象者	窓 口	手続き内容	手続きに必要なもの
○ 出生届			出生の届け	出生証明書 母子手帳
○ 住民票コード通知書		①証明書・住所・戸籍・マイナンバーの窓口	手続き不要	後日住民票コード通知書を送付します。住民基本台帳法で定められた行政機関事務の申請や届け出の際の本人確認に使われます。
保育所	保育所入所希望者	②保育所・幼稚園の窓口	保育所入所申込み	
子どもの医療	乳幼児	③こども・ひとり親の窓口	受給者証の交付申請	健康保険証（子） ※所得課税証明書（所得金額と市町村民税額のわかるもの）が必要となる場合があります。
ひとり親家庭等医療	乳幼児と親		受給者証の交付申請	健康保険証（親と子） ※所得課税証明書（所得金額と市町村民税額のわかるもの）が必要となる場合があります。
未熟児養育医療	医師が入院養育が必要と認められた1歳未満の未熟児		養育医療券の交付申請	健康保険証（子） ※所得課税証明書（市町村民税額のわかるもの）が必要となる場合があります。
児童手当 ※手続きが遅れると遅れた月分の手当てが受けられなくなります（15日以内）	中学校3学年修了前の児童		認定請求・額改定	預金通帳 健康保険証（親） ※所得課税証明書が必要となる場合があります。
児童扶養手当	ひとり親家庭		新規認定（未婚の母子等） 額改定	届出内容により必要なものが違いますので、窓口にお尋ねください。
国民年金	国民年金第1号被保険者	④後期高齢者医療・重度心身障害者医療費助成・国民年金の窓口	産前産後免除該当届	母子健康手帳等出生日（予定日）を明らかにすることができる証明書 基礎年金番号またはマイナンバー確認書類 ※すでに手続き済みの方は手続き不要です
	障害基礎年金受給者		子の加算額該当届	戸籍謄本、マイナンバー確認書類（受給者と子） ※マイナンバー記載できない場合は年金証書と住民票
国民健康保険	国保加入者	⑤国民健康保険の窓口	国保資格取得	母子手帳
			出産育児一時金支給申請	母子手帳、保険証、預金通帳 ※委任払いの場合は、病院発行の合意文書・出産費用明細書、領収書
		⑥保険料納付相談の窓口	産前産後期間免除の届出	本人確認書類（マイナンバーカードまたは運転免許証）、母子健康手帳、出生証明書など出産日及び親子関係の分かる書類（出産後に申請する場合で被保険者と子が別世帯の場合）
生活保護	被保護者	⑩生活保護の窓口	扶助の変更申請（出生の届出）	
手続き不要 ごみ処理手数料負担軽減措置	2歳児未満の乳幼児	2階 ⑫ごみの分別収集リサイクルの窓口	申請不要	翌々月までに対象乳幼児1人あたり、月10枚、最大240枚の指定ごみ袋を月齢に応じて自宅に一括郵送します。指定ごみ袋は「燃やせるごみ用」20ℓです。
市営住宅	市営住宅入居者	2階 ⑬市営住宅の窓口	同居者異動届	母子手帳

※ 上記以外にも手続きが必要な場合があります。お近くの職員にお尋ねください。

※ 日直に届出をした方は、平日の午前9時から午後5時半までに母子手帳を市民係へ提出し、各担当窓口へ必要なものを持参して手続きをしてください。

※ お子様のマイナンバーが記載された個人番号通知書が後日郵送されます。